

佐賀県産業イノベーションセンター指定管理者候補者選考委員会 に関する委員選定理由

<前提（必要条件）>

○「指定管理者制度に係る運用指針」上のポイント

⑱ 選定会議等における審査、選定より

- ・ 「選考委員会」の審査時の定足数は、委託費が1億円未満の場合は7人。
- ・ 「利用者の代表」、「施設で提供するサービスに関する有識者」、「会計・経営管理の専門家」の観点から選任した委員が、それぞれ1人以上要出席、かつ外部の中立な有識者が出席者の過半数以上出席。

<選考委員に含めるべき人的属性について>

1 「利用者の代表」（最低1名）

⇒施設運営、貸会議室運営、広報運営等について、利用者目線での知見を有した人物。
イノベーションセンター貸会議室の利用が多い利用者から選定。

2 「施設で提供するサービスに関する有識者」（最低各1名）

○貸研究開発室（インキュベートルーム）等の管理運用及び利用促進

⇒施設管理・インキュベートルーム運営・広報運営等について、運営者目線での知見を有した人物。

佐賀県最大のインキュベートルーム運営施設及び施設管理の観点から選定。

○貸会議室等の管理運用及び利用促進

⇒施設管理・貸会議室運営・広報運営等について、運営者目線での知見を有した人物。
貸会議室を多様な方が利用している施設及び「さがすたいる※」の観点から選定。

※ 「さがすたいる」は、高齢者、障がいのある方、子育て中・妊娠中の方、外国人等、多様な人々が安心して暮らせる“やさしいまち”を目指す佐賀県の取組。
単なるバリアフリー設備だけでなく、人の思いやり（ハート）と環境（ハード）の両面から支え合う社会をつくることを目的としている。

3 「会計・経営管理の専門家」（最低1名）

⇒指定管理者候補者が、指定管理業務の遂行能力を持っているかどうか、財務面及び経営管理の面から評価できる知見を有した人物。

以下は内部有識者 ⇒「指定管理者制度に係る運用指針」に則り選定（各1名）

4 「所管課長」、5 「さがデザインの代表」、6 「MIGAKI プロジェクトの代表」